

馬淵川水系河川整備学識者懇談会の役割

河川整備基本方針策定

河川整備基本方針
社会資本整備審議会河川分科会の審議により、国土交通大臣が決定 (H19. 7. 2)

整備計画策定

河川整備学識者懇談会
整備計画案への意見

東北地方整備局
及び青森県
整備計画の策定

意見交換
(必要に応じ)

河川整備学識者懇談会
計画策定後の各種施策の進捗に関し意見交換

東北地方整備局
及び青森県
事業に反映

事業再評価
5年毎
(H30. 4. 1以降)

河川整備学識者懇談会
事業の再評価

意見

東北地方整備局
対応方針(案)の決定

整備計画変更
(特段の状況変化があった場合)

河川整備学識者懇談会
整備計画変更案への意見

意見

東北地方整備局
及び青森県
整備計画の変更